

## 住宅性能証明書等 発行手数料

1、この料金表を適用する工程等は、次の通りとします。

①省エネと高齢者の審査はすべての工法の住宅に適用します。

②耐震の審査は、壁量計算を行う木造住宅に適用します。

限界耐力計算（建築基準法施行令第82条の5）を行わないその他の住宅は、11,000円（税込）を加算、限界耐力計算の場合は別途見積りをさせていただきます。

（注、耐震については、1棟あたりの床面積の合計が、5,000㎡以内（3,000㎡を超えるものは、認定型式を有する建築物に限る。）かつ、地上8階建て以下で28m以下の建築物（5階建て以上の建築物は、東京都と神奈川県のものに限る）の審査を行います。）

2、現場検査は、当社が施工の確実性が確認できると判断した場合は書類の確認で代替することが出来ます。

その場合は、代替した検査の現場検査料金を返金いたします。（その場合、振込手数料は申請者様にご負担をお願いします。）

3、現場検査には、当社の支店からの距離に応じ別途遠隔地料金が加算されます。詳しくは、支店にお聞きください。

4、再発行手数料は、5,500円（税込）とします。

5、地名地番の変更や申請者名の追加等、再審査を要しない変更審査を伴わない変更の再発行は、8,800円（税込）とします。

## 住宅性能証明書等 発行手数料

### ●一戸建ての住宅を増改築する場合

【住宅性能証明書又は第5号工事（注）増改築等工事証明書の発行】

（税込）

適合基準/活用する書類等		審査・検査の方法	料金
省エネ	設計図書の確認	設計審査※1	別途見積もりいたします。
		現場審査（1回） ※2	
省エネ	特定断熱改修工事等の基準	設計審査※1	別途見積もりいたします。
		現場検査（1回） ※3	
耐震	設計図書の確認	設計審査	別途見積もりいたします。
		現場検査（1回） ※4	
高齢者	設計図書の確認	設計審査	別途見積もりいたします。
		現場検査（1回） ※2	

（注）第5号工事とは高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修または模様替えをいう。

- ※1 改修前と改修部位に係る図書の審査を行います。
- ※2 目視や計測により設計図書に従っていることの信頼性を確認します。
- ※3 目視や計測により確認します。
- ※4 劣化事象のないことを確認します。

### 【第1号～第4号増改築等工事証明書の発行】

第1号～第4号増改築等工事証明書は単独ではお請けいたしません。上記の住宅証明書又は建設住宅性能評価書（既存）

と同時に申請があった場合のみ無料で発行いたします。

## 住宅性能証明書等 発行手数料

### ●共同住宅を増改築する場合

【住宅性能証明書又は第5号工事（注）増改築等工事証明書の発行】

（税込）

適合基準/活用する書類等		審査・検査の方法	料金	
省エネ	設計図書の確認	設計審査※1		別途見積もりいたします。
		現場審査（1回） ※2		
	特定断熱改修工事等の基準	設計審査※1		別途見積もりいたします。
		現場検査（1回） ※3		
耐震	設計図書の確認	設計審査		別途見積もりいたします。
		現場検査（1回） ※4		
高齢者	設計図書の確認	設計審査		別途見積もりいたします。
		現場検査（1回） ※2		

（注）第5号工事とは高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修または模様替えをいう。

- ※1 改修前と改修部位に係る図書の審査を行います。
- ※2 目視や計測により設計図書に従っていることの信頼性を確認します。
- ※3 目視や計測により確認します。
- ※4 劣化事象のないことを確認します。

### 【第1号～第4号増改築等工事証明書の発行】

第1号～第4号増改築等工事証明書は単独ではお請けいたしません。上記の住宅証明書又は建設住宅性能評価書（既存）と同時に申請があった場合のみ無料で発行いたします。